

令和5年12月15日

指定管理者の指定について（練馬区立しらゆり荘）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立しらゆり荘の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都台東区東上野三丁目18番11号

社会福祉法人 東京援護協会

理事長 中 村 明 彦

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和5年4月7日

第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日

令和5年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

6月15日	現指定管理者から辞退の申出 現指定管理者である社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会から、次期指定管理者の候補となることについて、辞退する旨の申出があったため、次期指定管理者を公募することとした。
6月26日	第2回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、募集要項の審議)
7月10日	令和5年度第2回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準の審議結果の報告)
8月1日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
8月17日	募集説明会(参加団体数1)
8月18日～9月4日	応募書類受付(応募団体数1)
8月24日	経営診断委託
9月28日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査の実施) (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (応募団体の評価、採点)
11月1日	令和5年度第3回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月15日	令和5年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、障害のある方とその家族が安心して地域生活を送るための支援が期待できること、法人全体でのバックアップ体制がとられていること等の理由により、社会福祉法人東京援護協会が練馬区立しらゆり荘を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した

点等) はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

財務体質は良好で堅実な事業展開を行っており、自己資本比率は大変優れている。

また、経常収支比率は平均的で経営の安定性はやや優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。また、個人情報を取り扱う職員の意識を高めるため、研修や自主点検を実施している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

また、法令順守の徹底を目的の一つとし、外部講師を含めた法人独自の研修を設定、実施している。

(3) 団体の施設運営実績

都内および近県で多種多様な障害者施設を運営し、区内でも大泉障害者支援ホームや田柄福祉園を運営するなど、障害分野において十分な実績があり、今後も安定した支援を行う能力を有している。また、指定管理施設である練馬区立関町福祉園を平成22年度から運営しており、安定した施設運営を行う十分な実績がある。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解しており、障害者が住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、施設の現在の運営内容や取組方針を尊重しながら、法人内施設との連携による支援の充実を図る提案がある。

人材の確保について、法人内に「働きやすい職場づくり委員会」を組織し、就職相談会への積極的な参加や法人説明会、施設見学会の実施、大学生を対象にした仕事体験を実施するなど、法人本部による採用促進に取り組む提案がある。

施設で一時的に人員が不足した場合は、施設間でいつでもバックアップができる体制を整備しており、応援職員の派遣や安定した運営継続が可能との提案がある。

サービス提供記録の内容と利用者の状況について毎月確認を行い、支援を振り返る機会をもつとともに、定期的に利用者の要望を聞く会議等を行う。また、短期入所および日中一時支援利用者については、契約時の面談や、日中活動先の事業所との連携により、利用者と家族のニーズを把握し、職員間で共有して支援につなげる提案がある。

法人では、毎年度研修計画を作成し、毎月施設内で集合研修を行うとともに、各職員に対して個別研修計画を作成し、外部研修を受講する機会を設けている。また、OJT、OFF-JTを計画的に実施しており、研修を通して人材の育成強化を図り、社会福祉士等の資格の取得を奨励して職員の資質向上を図る提案がある。

法人が作成した感染症マニュアルに基づき、予防とまん延防止に取り組むとともに、感染症発生時に迅速、的確に対応できるよう、事業継続計画（BCP）を策定する提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待するしらゆり荘の施設運営体制に合致した提案であり、評価できる。

(6) 利用者等への対応

法人では、人権尊重の取組に基づいた研修を全職員に毎年行い、権利擁護の意識を高めるほか、事業所内に「障害者サポート推進責任者（監督者）」を配置し、相談体制を整備する提案がある。

また、「苦情解決責任者」、「苦情受付担当者」、「苦情解決協力者」や「ご意見箱」を設置し、「苦情解決協力者」による相談を定期開催することで、利用者が苦情や要望を伝えやすい環境づくりに取り組む提案がある。

これらの提案や取組から、区の求める基準を満たしていると判断した。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

法人では事業継続計画（BCP）や災害対応マニュアルを職員に周知し、迅速に対応できるよう訓練を行っている。訓練で課題を明らかにし、対応策の精度向上に努めており、当該施設においても同様の危機管理体制が期待できる。

(8) 効率的な管理運営

法人では人事考課制度と連動した研修、給与規程を備えており、これを用いて職員

の能力開発を行う。また、法人が運営する区内の施設によるバックアップ体制を構築する提案がある。

金銭を適正に管理し、また、事務処理の効率化を図るため、電子決済での対応を行う提案がある。

これらの提案から、効率的に管理運営されることが期待できると評価した。

(9) 施設特性に応じた評価項目

グループホームでは、退所後の自立した生活を見据え、週末を活用した「自立トレーニング」を実施し、調理や清掃などについて、ボランティア等を活用しながら支援する提案がある。

日中一時支援では、法人内施設で行っている活動にオンラインで参加することや、ボランティアを活用した創作活動等、利用者のニーズに合わせた活動を提供するよう取り組む提案がある。

重度化、高齢化に対応した利用者支援の取組として、個々に合わせた体制がとれるよう、内部スタッフの充実や区内法人施設によるバックアップ強化を図るとともに、グループホームの重度障害者の受入れについては、区と協議しながら、課題を抽出し、解決に向けた検討を進める提案がある。

将来的な民営化を見据え、指定管理者として5年間取り組む中で、民営化後の収支や人員配置の課題を抽出し、解決に向けた検討を進める提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待するしらゆり荘の施設特性に合致した提案であり、評価できる。

(10) 地域への貢献

法人がこれまで培ってきた福祉分野での経験を生かし、専門的な情報や専門技術を地域の方々に還元していく機会を積極的に設け、活動交流室を活用した交流事業の実施や町会の清掃、防災訓練、お祭り等のイベントへの参加など具体的な提案がある。

業務の再委託、物品の調達等についても、区内事業者をできる限り活用する提案があり、いずれの提案も評価できる。

指定管理者（社会福祉法人 東京援護協会）選定の審査結果
（練馬区立しらゆり荘）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点	4点
	3 団体の施設運営実績	(1) しらゆり荘と同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点	0点
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 感染症拡大防止のための取組	30点	24点
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	30点	24点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点	24点
	9 施設特性に応じた評価項目	(1) 障害特性に応じた利用者支援の取組 (2) 重度化、高齢化に対応した利用者支援の取組 (3) 障害のある方が、地域で暮らし続けるための取組	30点	24点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	152点